

11 危険物・防災・保安関係

(1) 高压ガス保安法関係

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
31 圧力機器の受入制度	外国製圧力機器の受け入れシステムの進展を図るため、対象となる機器の範囲、技術基準の明確化等を行うことにより、日本と当該国の相互承認の制度の構築に向け協議を行う。		11年度以降当該国と協議		(経済産業省) 強制法規分野の相互承認制度に係る圧力容器分野の進め方等につき、情報交換・協議を関係国と実施している。	
36 天然ガス自動車用燃料容器等の検査	天然ガス自動車用燃料容器等の検査について、海外におけるこれらの基準・規格の緩和の動向に対応した申請等があった場合には、基準の解釈、試験方法等を含めて、これらの海外基準・規格の受入に適切に対処する。			逐次実施	(経済産業省) 天然ガス自動車用燃料容器等の検査について、海外におけるこれらの基準・規格の動向に対応した申請等があった場合には、申請に係る詳細基準(試験方法等を含む。)の元になった海外基準・規格等の一部の改正点のみならず、当該海外基準・規格全体の動向等を踏まえ、当該申請内容が技術基準(省令)に適合しているか否かについて審査を行い、当該審査の結果を踏まえ、技術基準(省令)の解釈の一例である例示基準への追加等について検討を行うこととなるが、現在までのところ、事業者側から申請等はない状況。	

(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
法の解釈・運用等	解釈・運用について、研修、ブロック会議等を通じ、各都道府県に周知する。		11年度以降適宜		(経済産業省) 解釈・運用について、毎年定期的に行っている研修、ブロック会議等を通じ、各都道府県への周知を図っている。		
	高圧ガス保安法及び液化石油ガス法関係法令に係る解釈通達について、一層の明確化を図り、必要に応じて整合化を図る。		11年度(検討)	12年度(措置)	(経済産業省) 「液化石油ガス法の適用対象について」(平成13年3月30日付事務連絡文書)を発送し、解釈の通達について明確化を図った。		
液化石油ガス容器の設置	液化石油ガス容器の設置について、当該容器の塗装色に応じて設置場所に係る要件を緩和する。			12年度(検討)	(経済産業省) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正(平成12年12月26日付け通達文書)を発送し、当該容器の設置場所に係る要件を緩和した。		

(3) 労働安全衛生法関係

規制緩和推進3か年計画(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成10年度	平成11年度	平成12年度			
資格	社会保険労務士の業務とされている事務代理の範囲の見直しについて検討する。			12年度(検討)	(厚生労働省) 「社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令」(平成13年厚生労働省令第123号)により、事務代理の範囲を拡大したところである(平成13年5月1日施行)		
	社会保険労務士が、作成の基礎となった事項又は他人の作成したものについて相談を受けて審査した事項を付記することができる申請書等の範囲の見直しについて検討する。			12年度(検討)	(厚生労働省) 申請書等の範囲の見直しについて検討し、その結果を平成13年3月9日付けで全国社会保険労務士会連合会に提示したところ。		

(4) 消防法関係

規制緩和推進3か年計画（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
移動タンク貯蔵所の基準	タンクコンテナ等の移動タンク貯蔵所について、国際的整合性を踏まえつつ、技術上の基準の見直しについて引き続き検討し、結論を得て、安全性が確認された場合は、できる限り早期に所要の措置を講ずる。	10年度 （検討）	11年度 （結論）	12年度 （措置）	（総務省） 「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」（平成13年総務省令第45号、平成13年3月30日公布）により、国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準に適合するタンクコンテナについては、消防法令の一定の構造及び設備の技術上の基準を不適用とした。 （平成13年5月1日施行）	
給油取扱所に係る技術上の基準	給油取扱所に適用される技術上の基準（洗車機の位置、専用タンクの容量、建築材料、防火塀）について、安全性を損なわないことを前提として検討し、結論を得て、安全性が確認された場合は、できる限り早期に所要の措置を講ずる。		11年度 （検討）	12年度 （結論）	（総務省） 「『製造所等の建築物に用いる建築材料及びガラスに係る運用上の指針について』の一部改正について」（平成13年3月16日付消防危第33号消防庁危険物保安室長通知）により、給油取扱所の上屋に使用するガラスについて新たな運用指針を示した。 また、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」（平成13年総務省令第45号、平成13年3月30日公布）により、洗車機の位置の基準について、道路境界線からの距離を不要とすることとした（平成13年5月1日施行）。 さらに、「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成13年政令第300号、平成13年9月14日公布）により、給油取扱所に適用される技術基準のうち、専用タンクについて、容量制限（3万リットル）を撤廃した（平成13年12月1日施行）	

規制緩和推進3か年計画（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
危険物施設に設置する休憩所の基準	危険物施設内に休憩室を設置する場合の基準について、安全性を損なわないことを前提として検討し、結論を得て、安全性が確認された場合は、できる限り早期に所要の措置を講ずる。		11年度 （検討）	12年度 （結論）	（総務省） 「製造所及び一般取扱所に設ける休憩室の設置に係る留意事項について」（平成14年2月26日付消防危第30号消防庁危険物保安室長通知）により、製造所及び一般取扱所の内部に休憩室を設置する場合における留意事項を定めた。	
機械で荷役する構造を有する容器の積み重ね高さ	機械で荷役する構造を有する容器の積み重ね高さの規制について、安全性を損なわないことを前提として検討し、結論を得て、安全性が確認された場合は、できる限り早期に所要の措置を講ずる。		11年度 （検討）	12年度 （結論）	（総務省） 「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」（平成14年総務省令第4号、平成14年1月25日公布）により、屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において、機械で荷役する構造を有する容器を積み重ねて貯蔵する場合の積み重ね高さ制限（3メートル）を6メートルに緩和した。 （平成14年4月1日施行）	
21 屋外貯蔵所で貯蔵可能な危険物	屋外貯蔵所において貯蔵することのできる危険物の種類について、安全性を損なわないことを前提として検討し、結論を得て、安全性が確認された場合は、できる限り早期に所要の措置を講ずる。		11年度 （検討）	12年度 （結論）	（総務省） 「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令」（平成14年政令第12号、平成14年1月25日公布）及び「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令」（平成14年総務省令第4号、平成14年1月25日公布）により、屋外貯蔵所において貯蔵し、又は取り扱うことのできる危険物に、第二類の危険物のうち引火性固体（引火点が0度以上のものに限る。）並びに第四類の危険物のうち第一石油類（引火点が0度以上のものに限る。）及びアルコール類を追加するとともに、これらの危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外貯蔵所について、位置、構造及び設備の技術上の基準を超える特例を定めた。 （平成14年4月1日施行）	

(5) その他

規制緩和推進3か年計画（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
保安四法関係の規制	<p>石油コンビナートに係る部分について、近年の技術の進歩等を踏まえ、安全性を損なわないことを前提として、検査周期の延長、検査主体の相互乗り入れの促進、検査方法の改良等保安四法の更なる合理化、整合化を図る余地はないかを検討し、検査等に伴う負担の軽減を図ることが必要である。</p> <p>具体的には、関係各省の実務者が、有識者関係業界団体の代表等とともにこうした点について検討する委員会を設置し、2年間を目途に検討を行い、結論を得て、関係省庁において速やかに所要の措置を講ずるとともに、それ以前に結論を得たものについても関係省庁においてその都度措置する。</p>		11年度 （検討）	12年度 （11月頃 目途に結論）	<p>（総務省）</p> <p>「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」による検討内容を踏まえ次のとおり対応。</p> <p>「特定屋外貯蔵タンクの内部点検等の検査方法に関する運用について」（平成12年8月24日付消防危第93号消防庁危険物規制課長通知）により、コーティング上からタンク底部の溶接部検査等を実施できるよう運用上の基準を示した。「保安四法に係る検査主体の相互乗り入れに係る審査機関の基準等について」（平成12年12月19日付消防危第118号消防庁危険物規制課長通知）により、審査機関の基準及び委託の範囲について明示した。「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」（平成13年3月29日付消防危第40号消防庁危険物保安室長通知）により、高圧ガス施設との保安距離及び保有空地の取扱いに係る運用を定めた。「申請・届出書類の合理化について」（平成13年3月29日付消防危第39号消防庁危険物保安室長通知）により、申請・届出種類の合理化に係る具体的な取扱いについて定めた。「危険物施設の変更工事に係る完成検査等における自主検査結果の活用に関する運用について」（平成13年3月30日付消防危第44号消防庁危険物保安室長通知）により、認定事業所に係る市町村長等の審査の簡略化について運用基準を定めた。なお、検査周期の延長については、「屋外タンク貯蔵所の安全性評価に関する調査検討会」において検討を行い、平成15年3月に結論を得た。</p>	
			（結論を得次第逐次実施）			

規制緩和推進3か年計画（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
					<p>（経済産業省）</p> <p>「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」を設置し、保安四法の合理化・整合化の促進について検討し、平成12年11月に最終報告が取りまとめられた。これを受け、重複・類似の申請・届出書類の合理化について、具体的様式を作成し関係機関に送付するとともに再度周知した（平成13年3月）。また、高圧ガス保安法に係る基準を性能規定化【一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令（平成13年経済産業省令第41号）、液化石油ガス保安規則の一部を改正する省令（平成13年経済産業省令第42号）、コンビナート等保安規則の一部を改正する省令（平成13年経済産業省令第40号）、冷凍保安規則の一部を改正する省令（平成13年経済産業省令第43号）、平成13年3月26日施行】するとともに、日本工業規格B8265との整合化を図るため、高圧ガス保安法特定設備検査規則の一部を改正した。【特定設備検査規則の一部を改正する省令（平成13年経済産業省令第198号、平成13年9月28日施行）】</p> <p>（厚生労働省）</p> <p>石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会最終報告（平成12年11月）に基づき、「ボイラー及び第一種圧力容器の運転時検査に関する認定審査における他法の認定制度等の活用について」（平成12年12月26日付け事務連絡）及び「日本工業規格B8265（圧力容器の構造 一般事項）に適合する圧力容器の製造に係る取扱いについて」（平成13年10月1日付け基発第875号）を発出し、措置した。</p>	

規制緩和推進3か年計画（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
組換えDNA実験指針	組換えDNA実験指針について、機関承認実験の範囲等改正の必要性を検討する。		11年度 （検討）	12年度 （措置）	（文部科学省） 大学及びそれ以外の実験実施機関にそれぞれ適用されていた二つの指針を統一するとともに、機関承認実験の範囲等を改めた。（平成14年文部科学省告示第5号、平成14年3月1日施行）	
国際規制物資の使用廃止措置	不要な少量の国際規制物資（ウラン、トリウム等）の引受体制の整備を含め、所要の検討を行う。		11年度 （検討）	12年度 （検討）	（文部科学省） ウラン・トリウム等の核燃料物質・核原料物質の引受体制の在り方等に関する有識者の検討結果（平成12年12月25日）等を踏まえて、平成13年度より、引取り主体の形態の具体化及び引取りスキームに係る法令体系の具体的検討を含んだ委託調査事業（「核原料物質・核燃料物質の適切な管理に向けた行動に係る調査」）を実施中。これらを踏まえつつ、今後とも少量の国際規制物資について検討を行っていく。	
放射性廃棄物の埋設処分基準	重水炉、放射線障害防止法対象施設等における固体状物質を対象としたクリアランスレベル、原子力発電所から発生する放射性廃棄物のうち現行の政令濃度上限値を超える低レベル放射性廃棄物（炉内構造物、使用済制御棒等）の埋設処分基準等の設定に向けた検討を行う。 また、主な原子炉施設から発生する固体状廃棄物を対象としたクリアランスレベルに関する制度化の方針を検討する。		11年度 （検討）	12年度 （検討）	（文部科学省） 陽電子放出断層撮影（PET）による診断等で用いられる短半減期放射性核種のみを含む廃棄物については、原子力安全委員会等に技術的事項を諮った上で、平成15年度中に放射線障害防止法施行規則を改正し、放射性廃棄物としての適用を除外できるよう対応する予定。 その他の物については、原子力安全委員会において、固体物質を対象としたクリアランスレベルに関する制度化の方針についての検討が行われており、この検討結果を踏まえ、今後検討していく （経済産業省） 原子力安全委員会において、平成11年4月に原子炉施設におけるクリアランスレベルについて、平成13年7月にその検認についての基本的考え方が示された。また炉内構造物、使用済制御棒等については「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政	

規制緩和推進3か年計画（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
					<p>令」（平成12年政令第531号、平成13年10月1日施行）において埋設濃度上限値の設定のための改正を行ったところ。</p> <p>現在、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会において、原子炉施設におけるクリアランスレベルの検認の方法等について検討中である。</p>	
放射性物質輸送容器に関する負担軽減	外国当局により安全性が確認された放射性物質輸送容器について、安全審査に係る申請者の負担軽減について、可能な限り努力する。		11年度（検討）	12年度	<p>（経済産業省）</p> <p>- 核燃料物質等輸送に係る申請者の負担軽減について、それぞれの申請内容に応じ個別に検討することとしているが、現在までのところ、該当する申請はなされていない状況。</p>	
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の生分解度試験	化審法の生分解度試験において分解生成物が生じた場合、化審法で求められる試験のデータのレベルを維持したまま試験費用を軽減することについて、科学的知見の蓄積に合わせ検討する。			12年度（検討）	<p>（厚生労働省、経済産業省、環境省）</p> <p>生分解性試験において生ずる分解生成物に関しては、既存化学物質の安全性点検において、知見の蓄積を図るとともに、蓄積性の推定手法等に関する検討を行っているところ。</p>	
既存化学物質とCAS番号との対応	既存化学物質について、技術的に可能な範囲でCAS番号と対応させる。		逐次実施		<p>（厚生労働省、経済産業省、環境省）</p> <p>既存化学物質と米国の化学情報データベースが化学物質に付与しているCAS番号との対応については、鋭意、具体的な作業を進めているところである。</p>	
バルクエマルション爆薬のサイトミキシング	バルクエマルション爆薬のサイトミキシング（使用現場での製造）を可能とするよう検討する。			12年度（検討・結論）	<p>（経済産業省）</p> <p>バルクエマルション爆薬のサイトミキシングの技術基準及び導入について検討を行い、導入可能との結論を得た。</p>	